

奈良県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援

（2）配置計画上の工夫

前年度の「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果や市町村教委等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等によって配置を計画

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数合計3名、2市、1高

資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、認定心理士等

勤務形態は、年35週×1回×4時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け。関係機関等とのネットワークの構築と連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築と支援、保護者や教職員等に対する支援や相談・研修・情報提供

スクールソーシャルワーカーや配置校の担当者を対象とした配置前研修や配置校の教職員を対象とした研修会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会や連絡会等において周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカーや配置校の教職員、配置校を管轄する市町村教委担当者等

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーや配置校の担当教職員、配置校を管轄する市町村教委担当者等には年4回程度（配置前と1学期末・2学期末・3学期末等）

配置校の教職員には年1回程度（配置前か配置直後）

（3）研修内容

連絡会（スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明、配置校の現状等について説明、今後の進め方等について検討、情報交換等）

教職員研修会（講演会等を通じてスクールソーシャルワーカーの活用方法等について説明）

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによる教職員向け講演会とスクールソーシャルワーカーに対する情報交換

（5）課題

スクールソーシャルワーカーの活用について配置校や配置校を管轄する市町村教委等に対して、いっそうの周知を図り、積極的な活用の推進

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

いじめ問題が続く小学校校長の「いじめのない学校を目指したい」という強い気持ちから、スクールソーシャルワーカーも関わって、学校全体で組織的に対応していく体制と関係諸機関等と連携を図っていく体制を再構築した。これまでは、いじめ問題に対して校内で組織的に対応していくことができず、いじめ問題発生後の対応も不十分で、負の連鎖状態が続いていた。今では、報告と連絡・相談・記録という基本的な対応が徹底され、会議等で共通理解も図られ、校内連携に基づく対応チームの継続的な指導と援助も適切に行われている。また、学校と市教委だけでなく、スクールソーシャルワーカーと市教委の連携も図られており、関係諸機関等との連携も含めて、スクールソーシャルワーカーが関わることで成果もあがっている。

（2）その他の活用事例 ⑨発達障害等に関する問題

小学生Bの様子等を学校が確認する中で、「理解がゆっくりで、不安感が強いので、ほっとする場所と個別指導が必要ではないか」と考え、「本人の状態を把握するための発達検査及び心理検査を実施したい」と学校から母親に提案するが了承されなかった。再度、スクールソーシャルワーカーから母親に対して、「学校と一緒に関わっていききたい」と伝え、理解を得た。その後、通信指導教室を活用した個別指導等を行った結果、一定の成果がでたので、「中学校入学後も個別支援が必要と考えるので、特別支援学級への入級が望ましいと考える」と説明した。当初は、特別支援学級に対する不安感等から前向きな返答がなかったが、学校やスクールソーシャルワーカー・通信指導教室の担当教員等による面談を丁寧に行い、また、特別支援学級の見学等をしながら説明をすることで、安心感が高まり、Bも保護者も入級を決意した。スクールソーシャルワーカーも関わりながら、特別支援学級との引き継ぎも行い、入級に向けた準備も整えた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・ 支援の対象となった児童生徒数	1 4 4 名
・ 学校を含む関係機関への訪問回数	2 4 回
・ 教職員等とのケース会議の開催回数	1 6 3 回
・ 関係機関等とのケース会議の開催回数	1 2 回

（2）今後の課題

スクールソーシャルワーカー配置校の増加

和歌山県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の問題解決を図るため、教育分野に加えて、社会福祉等の専門的な知識と技術を有するスクールソーシャルワーカー又はスクールソーシャルワーカーに準ずる者を市町村教育委員会（学校組合を含む。）に配置する。

（２）配置計画上の工夫

県教育委員会から各市町村教育委員会に派遣。

県内３０市町村に、スクールソーシャルワーカーの配置希望について照会し、事業希望市町村について、活用計画書の提出を求める。

活動計画書及び地域の状況に応じて、配置日数等を考慮し、配置を行う。

（３）配置人数・資格・勤務形態

○スーパーバイザー ５名

全市町村 各５日×５時間

○スクールソーシャルワーカー ４名

担当市町村 各３０～６５日×５時間

※資格：社会福祉士・精神保健福祉士

○スクールソーシャルワーカーに準ずる者 ６名

担当市町村 各５６～９０日×５時間

※資格：教員免許・保育士・認定心理士・臨床発達心理士等

１日について７時間以内、
週当たり２０時間を超えないことを
原則とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針に関する指針」は策定していないが、「スクールソーシャルワークの視点（リーフレット）」に基本原則、プロセス、事例ケース等の活動内容及び活動形態を記載し、スクールソーシャルワーカー設置要綱とともに教育委員会ホームページに掲載する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー等

（２）研修回数（頻度）

ブロック別研修会（県内３ブロック×年２回）

連絡協議会（年２回）

ＳＣ・ＳＳＷ合同連絡協議会（年１回）

全体研修会（年１回）

（３）研修内容

ケース会議の持ち方について

課題別ケース会議（アセスメントと支援体制の構築について）

（４）特に効果のあった研修内容

各ＳＳＷ等に対するＳＶによる現地支援（個々の事例に関する支援方法についての助言）

（５）課題

ＳＳＷ活用事業も５年目を迎え、学校への周知や取組の定着が図られてきた。

一方、今年度からいじめ問題対策事業の一環として本事業を位置付け、配置の拡大を図ったことにより、６市町１県立学校では新規の配置である。

研修によるＳＳＷの資質向上だけでなく、ＳＳＷ同士の横のつながりを強化し、優れた実践を学び合うことができるよう、ネットワークを構築していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【家族構成】父（職業不定）、母（スーパー勤務）、A（中3・男子）、妹（中2）、祖母

【家族の状態】閉鎖性の強い地域。3年前の父親の犯罪行為により、地域から孤立状態にある。

【本人の状態】

野球部に所属している。「いじめを受けている」と本人が家族に訴える。内容は、野球部員に悪口を言われるというもの。相手は別であるが、過去4回、同様の訴えがあった。

Aの幼少期、仕事の都合で両親が家に不在であることが多く、慢性的なネグレクトの状態にある。

自己肯定感が低く、自尊感情が傷つけられることに強く反応する傾向がある。過去のトラブルにより、周囲の級友も距離をとった付き合いをするため、孤立はしていないが、親しい友人もいない。

【SSWの関わり】

本人、母親に対する面談を繰り返す。いじめの訴えに対し、学校とともにその都度、双方からの事情確認を行いながら、事実を積み重ねている。

【経過】

いじめの事案について、母親が一方的に謝罪を求める形が繰り返されるが、本人、相手の生徒の話を丁寧に聞き取り、事情を確認する中で、Aが本心を言えるようになってきた。

母親についても、地域から孤立し、周囲に助けてくれる存在が希薄である中、不安定な状態は続いていたが、SSWが関わってから、徐々に信頼関係が構築されてきている。これまで、Aの意向を無視し、母親の思いを優先する形であったが、Aの本音に対して一定の理解を示せるようになってきた。

Aについては、高校進学に向けて目標を設定し、進路実現に向けて頑張っている。

（2）その他の活用事例（①不登校）

【家族構成】母（病気により入院、退院後は自宅療養）、双子の姉（高校生）、A（中学校1年・男子）

【本人の状態】

Aは、小学校4年時、アトピー性皮膚炎や服装の臭い等のことを級友にからかわれたことをきっかけに、教室に入れなくなり、5年から適応指導教室に通っている。

Aが5年2学期の時、母親が入院し、子どもだけの生活になったことにより、姉の男友達が頻繁に家に出入りし始めた。2学期後半からAは欠席し、男友達による家族への暴力も危惧される状況にあった。

【SSWの関わり】

大人による見守りによって子どもたちの安全を確保する必要があることから、SSWや担任が定期的に家庭訪問を行った。訪問時、ほとんど男友達が入り浸っている状態だったが、A及び姉を中心に面談し、母親が退院してからも家庭訪問を継続し、母親を精神面から支えることで信頼関係を結んだ。

【経過】

SSWが関わってからも男友達の出入りはなくならなかったが、一定の歯止めとなり、暴力行為等の問題は起こらなかった。SSWの訪問がAや家族に安心感を与え、Aも3学期からは別室登校を始めた。

進級後も、適応指導教室に元気に通室しており、担任も定期的に家庭訪問しながらAとの関係を築いている。家庭・学校・適応指導教室の連携のもと、A状態も安定し、表情も明るくなり、対人関係も克服しつつある。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成24年度における支援状況は、不登校103件、児童虐待17件、友人関係24件、家庭環境73件、いじめ6件、計326件であった。内、163件（50%）が「解決」や「支援中であるが事態が好転」している。各事案に対するケース会議も、総計150回以上開かれ、のべ1000人の教職員及び関係機関職員が参加していることから、児童生徒の実態を複数の目で捉え、支援体制を整えることにつながっている。

（2）今後の課題

現在、大阪府のSVにより、SSWの研修や現地支援等、資質向上につなげる取組を実施しているが、今後、実績のあるSSWをチーフとしながらブロックごとの支援体制の強化を図り、取組の拡大とスキルアップをしていく必要がある。

鳥取県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

- (１) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
 - ・ 社会福祉分野における専門的な視点での児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施
 - ・ 問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた、関係機関との連携推進
 - ・ 不登校問題の解決及び引きこもりを含めた長期欠席者への対応等
- (２) 配置計画上の工夫
 - ・ 配置を希望する市町村に本事業を再委託し、それぞれの実情に合わせて週時数及び年間時数を設定
 - ・ 市町村教育委員会内に事務局を設置し、スクールソーシャルワーカーの活動の拠点とする
 - ・ 研修や活用については各市町村教育委員会の実情による
- (３) 配置人数・資格・勤務形態
 - ・ 市町教育委員会ごとに配置人数、勤務形態等が異なる（９市町で１９名配置）
 - ・ 資格（重複あり）
 - 社会福祉士：１０名、精神保健福祉士：２名、教員免許保有者：７名、
 - 心理に関する資格保有者：１名、特に資格を有していない者：４名
- (４) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について
 - ・ 現在、策定を検討中

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (１) 研修対象
 - ＜県教育委員会主催＞
 - ・ 関係市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者 １名
 - ・ スクールソーシャルワーカー
 - ・ 参加を希望する市町村教育委員会関係者
 - ※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施
- (２) 研修回数（頻度）
 - ＜県教育委員会主催＞
 - ・ １回
 - ※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施
- (３) 研修内容
 - ＜県教育委員会主催＞
 - ・ 講義「スクールソーシャルワーカー事業の効果的な運営について」
 - ・ 情報交換：担当地域での活動の様子やそこから見えてきた課題への対応について
課題解決のためのよりよい体制づくりについて
 - ※市町教育委員会
 - 例：アセスメントやプランニング方法に関する研修、教育と福祉との連携方法に関する研修等
- (４) 特に効果のあった研修内容
 - ・ スクールソーシャルワークの視点に基づく生徒指導・保護者対応の方法
→アセスメントからプランニング、そしてプランの実行とモニタリングという流れの具体
- (５) 課題
 - ・ 今後さらに事例が多様化、複雑化する状況が容易に想定されるため、スクールソーシャルワーカーのさらなるスキルアップが求められる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】・該当児童：小学校高学年男子 保護者：祖母

該当児童生徒が身体の一部が腫れる病気にかかった。それを見て、クラスの友だちは悪く言っていた。家庭とのやりとりからも情報を得られず、原因もわからない状況が続いた。該当児童生徒の症状をなんとかしたいと考えた学校から相談があり、スクールソーシャルワーカーがMSW（メディカルソーシャルワーカー）に連絡を取って、MSWが主治医と相談した結果、原因が判明。これにより学校も該当児童生徒への対応がとれ、同時にまわりの児童への対策もできたことで、深刻ないじめに発展する前に収束させることができた。

（2）その他の活用事例〔種別〕⑥家庭環境の問題

【事例】・外国籍を有する母と子の例

母（外国籍）と中学生1人、小学生2人の4人家族。母子は区域外に転出。子ども3人は区域外から通学していたが、級友とのトラブルが発覚したため、要保護児童対策地域協議会事案として通告し、学校・教育委員会・スクールソーシャルワーカー・要保護児童対策地域協議会事務局によるケース会議を開催し情報共有。

その後も小学生1人が学校を休む事案が発生したため、教員とスクールソーシャルワーカーとで家庭訪問。母は生活安定のために、昼も夜も働いており、母子の愛着関係が保障されておらず、結果的に子どもが不安定な心理状況であり、特に小学生1人は頻繁に夜間外出していることがスクールソーシャルワーカーの聞き取り等によりわかった。

要保護児童対策地域協議会事務局、警察の生活安全課、児童相談所、学校、教委、スクールソーシャルワーカーにより、再度ケース会議を開催し、子どもの見守りの連携体制を確認するとともに、母の生活安定化のために可能な福祉サービスをスクールソーシャルワーカーが情報提供。

日本の福祉制度の知識を持たない母の困り感をスクールソーシャルワーカーが聞き取り、ニーズにあったサービスを紹介することで、母の精神的・経済的安定に向かいつつある。

本事案は未だ経過観察の状況であるが、福祉の制度に詳しいスクールソーシャルワーカーが母の相談相手となったことにより、子ども達の生活面・心理面の安定にも繋がると期待しているところ。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

「どのような状況の児童生徒や家庭に関わっていけばよいのか。」「どのように関わればよいのか。」等、スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員関係者、学校関係者がともに研修を深めることにより、市町村教育委員関係者や学校関係者が各事案の背景を理解しようとする姿勢や認識が育成された。また、関係機関ともスムーズに連携ができる体制が年々充実してきている。さらに、配置市町教育委員会独自の研修等も実施され、事案対応の成果が出ている。

（参考）H町教育委員会（H24）の報告より

- ・支援の対象となった児童生徒数（小学校31名、中学校21名）
- ・不登校関連15件（解決：0件、好転：10件、支援中5件）
- ・児童虐待関連20件（解決：5件、好転10件、支援中5件）
- ・教職員とのケース会議（回数：25回、ケース：32件、参加教職員数：217名）
- ・関係機関とのケース会議（回数：26回、ケース：32件、参加関係機関の人数：84名）
- ・全教職員の共通理解が進み、全校体制で取組む姿勢が定着してきた。

（2）今後の課題

今後、スクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、各市町教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの確保が必要となる。同時に県教育委員会としてさらなる研修の充実が必要。また、配置されていない市町村教育委員会においてもニーズがあると思われるので、配置ニーズをとらえておく必要がある。

島根教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小・中学校の不登校児童生徒数は、全国的に割合が高く県教育委員会としても重要課題として取り組んでいる。また、家に引きこもりがちなどどもの増加や児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加については、学校関係者だけの対応では限界がある。そこで、平成20年度から福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成24年度は、13市町村に委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。

（2）配置計画上の工夫

〈松江市〉「不登校支援アクションプラン事業」と連携した配置・常駐型SSWの緊急配置を行った。

〈出雲市〉4名のSSWが中学校区を基本として市内小中学校を分担して受け持つことで、保幼小中一貫して該当家庭にかかわることができるようにした。

〈美郷町〉中学校に重点を置き、中学校は月2回、小学校は月1回、それぞれ1回あたり4時間を原則として訪問。

〈津和野町〉年間計画を作成し、定期訪問や、緊急に派遣要請のあった学校への訪問を実施した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

各市町村へ委託した事業において任用されたSSWは総勢24人で、資格は、社会福祉士、精神保健衛生士、臨床心理士、教員の退職者、教員免許保有者等。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に事業の趣旨・実施方法（配置、選考、任用、職務、勤務形態、スーパーバイザーの派遣、連絡協議会の開催について等）・委託期間・委託手続・委託経費・事業完了の報告等を示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

〈松江市〉常駐型SSW4名、派遣型SSW3名 〈出雲市〉SSW4名 〈美郷町〉SSW1名

〈津和野町〉SSW、教職員、保育士、関係機関職員等

（2）研修回数（頻度）

〈松江市〉1学期3回（4、5、6月）2学期3回（9、10、11月）3学期2回（1、2月）計8回

〈出雲市〉年間2回 〈美郷町〉年間1回 〈津和野町〉年間2回

（3）研修内容

〈松江市〉関係機関との連携について、サポートチーム（会議）について

〈出雲市〉情報交換、事例検討会 〈美郷町〉事例検討会（島根県主催の研修会）

〈津和野町〉SSW研修会：講義「学校・SSW・関係機関との連携について」

講義「支援会議の持ち方について」講師 武庫川女子大学 半羽利美佳 准教授

特別支援コーディネーター研修会：講演「子どもを理解し、支援をつなげるために～サポートブックの活用をとおして～」講師 山口県立大学 藤田久美 教授

（4）特に効果のあった研修内容

〈松江市〉関係機関からの事例紹介（検討会）、サポートチームの持ち方について 〈出雲市〉事例検討会

〈美郷町〉事例検討会 〈津和野町〉支援会議の持ち方をグループに分かれて演習し、理解を深めた。

（5）課題

〈松江市〉系統的な研修会の実施すること。研修の成果を校内体制の中でどのように実践できるかということ。（管理職、各主任との連携）

〈出雲市〉特になし 〈美郷町〉町単独の研修会を行っていないこと。

〈津和野町〉参加者の確保が難しいこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（１）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】

女子中学生のグループ内でいじめが発覚した。当初学校は関係した生徒に事情を聞き、１名の生徒（Ａ）を３名の生徒（Ｂ、Ｃ、Ｄ）がいじめたという見立てをして、Ｂ、Ｃ、Ｄに対して迅速な指導した。しかしＢの保護者が「以前はＡがＢをいじめていた。それなのに学校はＡばかりかばっている。本当はＢが被害者である。」と学校に訴えた。ＡとＢの関係はますますこじれ、学校とＡ、Ｂの保護者も関係が悪化した。ＳＳＷはＡ、Ｂ双方の保護者と何度も面接をし、思いを受け止めるとともに、親としてとるべき対応や子どもへの接し方のアドバイスを続けた。また同時に、学校へ保護者の思いを伝えながら、学校のとるべき対応について校長を中心にアドバイスを続け、問題は沈静化した。

【事例２】

男子中学生の学級内におけるいじめトラブルに係って、「死にたい」と保護者に訴えたケースにおいて、本人、家庭（保護者）にＳＳＷ（臨床心理士）の緊急派遣を行った。このケースにおいて、生徒への直接的な支援（カウンセリング等を含む）をはじめ、保護者へのコンサルテーション、緊急対応チーム支援での助言を行った。

（２）その他の活用事例

【事例３】⑦家庭環境の問題

児童の食生活や衛生面の心配があると＝学校より連絡が入り、ＳＳＷと検診等で以前から関わりがある保健師が学校訪問を実施。担任より詳しい情報を収集し、家庭訪問した。家庭訪問以後、母親は困った時に連絡をしてきたり、質問をしたりと母親からのアプローチも増えてきた。担任にも母親から話ができるようになってきた。母親は地域で孤立していて、今回子育てでわからなかったことを話し合いながら解決していくうちに、自信が持てるようになり、児童の生活環境の改善につながった。

【事例４】③児童虐待 ⑩発達障害に関する問題

小学生の男児は、母子家庭で、母親は夜勤のある介護の仕事に従事していた。本児は、学校で些細なことで機嫌を悪くして暴れたり、友達と喧嘩をしたりするなど、トラブルが絶えなかった。学校は、本児の日頃の様子から養育（食事、衣服、生活リズム等）が十分でないことや、本児に発達上の課題があると感じていた。担任は、母親に本児の学校での様子を伝えるが、母親は特に困ることもなく、子育て相談や福祉的な支援を受ける意志も全くなかった。学校の困り感を受けて行われたケース会議にＳＳＷも参加し、学校と本児の支援体制について共通理解を図った。そのうえで定期的に学校に出向き、放課後や下校時に付き添いながら本児のとののかかわりを続け、担任へのコンサルテーションを行った。同時に家庭訪問を続けて、担任とともに母親との人間関係を構築し、本児を医療につなげるよう進めた。やがて母親は、特別支援教育の相談を受けることを承諾し、医療受診、治療を続けることで、本児も安定して学習に向かえるようになった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に係ることによって、学校の組織的な取組が進み、不登校では８４件（４１％）、いじめでは１１件（４６％）、友人関係の問題では１２件（７０％）の事例が「解決」あるいは「好転」した。
- ② スーパーバイザーを東、西部に１名ずつ配置することによってスクールソーシャルワーカーのスーパービジョン体制を整備した。複数の事例において、課題解決へ向けたスーパービジョンを行うことができた。
- ③ スクールソーシャルワーカーが研修のコーディネーターを務めたことや、スクールソーシャルワーカーだよりやリーフレットなどを配布したことなどから、教職員や保護者の福祉的視点からの支援の必要性や重要性についての意識が高まり、相談や派遣要請が増加した。

（２）今後の課題

- ① 学校の校内支援体制を整え、スクールカウンセラー等と連携した支援をさらに進めていくとともに、社会福祉士等専門資格を有する派遣型スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図ること。
- ② 虐待や生活困窮の子どもを見守っている学校の不安感を解消するために、スクールソーシャルワーカー活用事業により、学校を含めた「支援者の支援」のあり方の検討を進めること。
- ③ 研修会参加やスーパービジョンなどを通して、スクールソーシャルワーカーの資質向上や人材育成の機会を増やすこと。

岡山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー6名のうち2名を県教育庁指導課生徒指導推進室内に配置し、1名はコーディネーターを兼ねる。また、要請のあった学校へ派遣し、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

社会福祉士5名、精神保健福祉士4名をスクールソーシャルワーカーの有資格者として採用しており、そのうち1名が教員免許、2名が保育士資格を有している。非常勤職員として、2名は4時間×週4回程度、他4名は合計で4時間×年間60回程度の勤務を行っている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業概要や、スクールソーシャルワーカーの役割と基本的姿勢について記したリーフレットを、支援の対象の児童生徒や保護者、学校、市町村教育委員会、関係機関に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員を対象としている。

（2）研修回数（頻度）

年間2回

（3）研修内容

事例検討において、大学教授から助言を受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

虐待が疑われるが、保護者が学校や関係機関とのかかわりを拒否している事例と、両親と双方の祖父母を含めた家族関係が複雑化している事例を検討し、具体的な対応方法について助言を得た。スクールソーシャルワーカーは、助言者から非難されずに成長を支えられているという信頼関係のもと、余裕を持って自らの実践を振り返ることができ、実践の場に還元すべき理論や技術を再確認できた。

（5）課題

スクールソーシャルワーカーどうしの率直な意見交換や事例検討は、相互の関係において自己覚知を深める場とはなったものの、研修目的が明確に設定されているわけではなく、自己の実践の問題点を常に意識した研修には至らなかった。また、スーパーバイザーを配置されていないため、スーパービジョンを受ける機会が限定されており、経過観察や報告に対する定期的なフォローを受けていくことも望まれた。

平成25年度はスーパーバイザーを配置し、講義やロールプレイ等の演習を実施するだけでなく、実際の支援の場で助言を受けられる体制を構築することが必要と考えている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

〈高校1年生男子2名〉

Aは入学当初からトラブルが多かった。同学級のBは、Aから暴力を受けて警察に被害届を提出した。学校では、まず、カウンセラーがBにかかわった。Bはアスペルガー症候群の診断を受けており、集団への馴染みにくさや感情表出の困難さを感じていた。そこで、スクールソーシャルワーカーが、日常生活技能訓練等を受けられる機関をBとその両親に紹介した。訪問にも同行し、当該機関に学校との連携を依頼した。両者はBへの関わり方や支援の方向性について認識を共有した。

学校の指導をめぐって学校との関係が悪化していたAに対しては、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、Aとその両親の思いやニーズを把握し、そのニーズに沿って学校や警察への仲介を行った。Aは学校の雰囲気になじめることができず、転学を希望したため、スクールソーシャルワーカーがAとともに進路に関連する情報収集を行った。Aは転学後、明確な将来像を描き、前向きな気持ちで学校生活を送っている。

（2）その他の活用事例

①不登校・③児童虐待・⑨発達障害に関する問題 〈小学生・中学生の姉弟3名〉

子ども達3人は、その両親、父方祖母とで暮らしており、3人とも不登校で発達障害が疑われていた。父親が統合失調症、母親がうつ病を患っており、子ども達は十分な養育を受けにくい状況にあった。祖母は、家事全般を行わざるを得ず、母親に対する不満を児童相談所、学校、保健センターに話していた。

学校や関係機関と両親との話も困難であり、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をして子ども達の生活環境とニーズを把握した。スクールソーシャルワーカーは、子ども達と信頼関係を結ぶ中で両親とも話ができるようになり、それぞれのニーズを聞き取って仲介し、学校や関係機関と家族とを繋ぎなおした。また、子ども達それぞれが、感情のコントロールのしづらさや生活リズムについての思いを持っていたため、医療機関と児童相談所を紹介し、子ども達とその両親の要望に沿って訪問に同行した。

現在、子ども達は特別支援学級に在籍することで学習の楽しさを知り、登校状態が改善している。家庭には、障害者生活支援センター、保健センター、ホームヘルパーが役割分担して支援を続けている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成24年度に支援を行ったケースのうち、約3分の2のケースが改善・解決した。また、平成22年度に実施したアンケートの質問項目を改訂し、平成24年度にスクールソーシャルワーカーの活用があった学校を対象に調査した。評価の信頼度を高めるため、回答用紙・返信用封筒には学校名を記入しないものとした。「児童生徒の思いや考えを学校に伝えること」、「家庭と関係機関とをつなぐこと」等の15観点を設け、スクールソーシャルワーカーの働きについて4件法での回答及び自由記述を求めた。「保護者に対する専門的助言を行うこと」については、それを実施したケースのうち85%の肯定的回答が、「法制度やサービスの情報を学校に伝えること」については、それを実施したケースのうち90%の肯定的回答が得られた。

（2）今後の課題

上記アンケートでは、「学校の思いや考えを保護者に伝えること」、「関係機関と学校とをつなぐこと」について、スクールソーシャルワーカーの働きが十分でないとする回答も一部にあった。スクールソーシャルワーカーの役割についての一層の周知も必要であるが、家庭や学校、医療・福祉機関との関係が複雑化した段階になって派遣依頼があるケースも多く、ニーズの聞き取りや仲介の技術を持つ人材の確保が望まれる。

平成25年度は、継続的、弾力的で細やかな対応を行うため、スクールソーシャルワーカーを増員し、スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会との支援計画の共有や、地域資源を活用した支援体制の構築を図っていきたいと考えている。

広島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

平成24年度から、学力向上と生徒指導を一体的に取り組む学力向上総合対策事業の一環として、家庭の学習環境に課題がある児童生徒の保護者等への支援を主な職務とする家庭教育支援アドバイザー（広島県ではスクールソーシャルワーカーを「家庭教育支援アドバイザー」として配置している。以下、「家庭教育支援アドバイザー」と表記する。）を、県内6中学校区に配置することとしている。家庭教育支援アドバイザーは、児童生徒が落ち着いて学習できる生活環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力を支援する。

（2）配置計画上の工夫

家庭教育支援アドバイザーは、県内6市町（熊野町、府中市、神石高原町、三次市、庄原市、福山市）の6中学校区に、計6名配置しており、平成24年度から平成26年度の3年間継続して同じ中学校区に配置することとしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 6中学校区に、計6名配置している。
- 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者や福祉事務所等の勤務等経験者から選考することとしている。（社会福祉士4名、福祉事務所等の勤務等経験者2名）
- 勤務時間及び勤務日は、昼夜間や日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日等にかかわらず、臨機応変に活動することができる労働条件としている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ア 主な内容

配置のねらい、資格と職務内容、勤務条件、研修等について示している。

イ 周知方法

広島県の学力向上総合対策事業実施要領の中に、事業の一環として家庭教育支援アドバイザーの項を設けている。この学力向上総合対策事業実施要領を広島県教育委員会ホームページに掲載している。

【2】スクールソーシャルワーカー（家庭教育支援アドバイザー）の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 家庭教育支援アドバイザー
- 家庭教育支援アドバイザー配置校を所管する市町教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等
- 上記以外で参加を希望する県内の市町教育委員会及び教育事務所の指導主事等

（2）研修回数（頻度）

年間2回程度

（3）研修内容

成果、課題及び事例についての情報交換・協議、児童相談室から講師を迎えての講話 等

（4）特に効果のあった研修内容

DVDを活用した研究協議（ケース会議や関係機関との連携の進め方に関するもの）

（5）課題

児童生徒の家庭における学習環境の改善に向けた取組についてさらに研修を深める必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカー（家庭教育支援アドバイザー）の活用事例

（１）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカー（家庭教育支援アドバイザー）の活用事例
※該当無し

（２）その他の活用事例

ア 発達障害等に関する問題

○発達障害傾向のある児童への対応に悩んでいた担任や保護者に対し、家庭教育支援アドバイザーが専門的知識に基づいた助言を行った。担任は学校で家庭教育支援アドバイザーからの助言を基に児童への接し方を工夫した。また、保護者は、家庭教育支援アドバイザーの紹介でこども家庭センターと連携し、家庭での児童への接し方を改善した。その結果、児童は、学校においては以前よりも学習に集中する場面や、家庭においては家庭学習を行う場面が増えた。

○多動傾向のある児童への対応の仕方について、家庭教育支援アドバイザーが専門的知識に基づいた助言を担任に対して行った。その結果、授業中の立ち歩きが目立つ等、なかなか落ち着いて席に着いて学習することができなかった児童が、席に着いて学習することができるようになった。

イ 家庭環境に関する問題

○経済的に厳しい状況がうかがえる家庭に対して、家庭教育支援アドバイザーが、家庭での学習環境を整えることを目的に家庭訪問や学校での保護者面談を行い、家庭を対象とした福祉サービスの利用を助言した。また、町の福祉課からも福祉サービスの利用について説明を受ける機会も設けた。その結果、福祉サービスを利用することとなり、家庭の経済状況が改善され、現在、家庭教育支援アドバイザーが児童の家庭での学習環境を安定させる取組を続けている。

【4】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー（家庭教育支援アドバイザー）活用事業の成果

平成24年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校125人、中学校63人である。

活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった件数の割合は次のとおりである。本事業は、平成24年度からの開始であり、今後、支援対象とする児童生徒数を増やすとともに、問題の解決又は好転を一層進める必要がある。

	総件数に対する割合	児童虐待を除く家庭環境の問題の件数に対する割合	発達障害等に関する問題の件数に対する割合
「問題が解決」又は「支援中であるが好転」	20.0%	8.0%	31.8%

【配置校から】

○アドバイザーが、保護者及び学級担任に対して、配慮を要する児童への接し方について助言したことで、保護者及び学級担任の家庭や学校での児童への接し方が変わり、児童が学校で学習に集中する場面や、家庭で学習する場面が増え、ドリルやテストの結果が向上した。

○アドバイザーが、学級担任に対して、専門的見地から助言したことにより、授業中の立ち歩き等が目立っていた児童が、落ち着いて席に着いて学習するようになった。

○アドバイザーが日ごろから、こども家庭センター等関係機関と情報共有を図ることで、連携が円滑になり、関係者連絡協議会など必要に応じて迅速な対応ができるようになった。

（２）今後の課題

○児童生徒の家庭における学習環境の改善に向けた取組についてさらに充実させる。

○家庭、地域及び関係機関に対し、アドバイザーの役割や効果的な活用について周知する。

○アドバイザー相互のネットワークの構築を進める。

山口県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

- (１) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
 - ・ 生徒指導上の課題を抱えた児童生徒及びその保護者に対する専門的な相談
 - ・ 問題を抱え対応に苦慮している学校の要請に応じて、やまぐち総合教育支援センター職員等と編成したチームによる、学校に出向いての助言等の支援
 - ・ 休みはじめの段階から、ケース会議等への参加による支援方針等の検討
- (２) 配置計画上の工夫
 - ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置
 - ・ スクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）人材バンクの設置
- (３) 配置人数・資格・勤務形態
 - ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置…社会福祉士１、臨床心理士１（非常勤職員、１日５時間×週４日）
 - ・ ＳＳＷ人材バンク…社会福祉士１９、精神保健福祉士１３（学校からの要請に応じて勤務）
- (４) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について
ＳＳＷの役割、早期支援の重要性、スクールカウンセラーとの連携、ケース会議について等をまとめた「スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）実践事例集」を配付し、周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質能力向上に向けた研修体制について

- (１) 研修対象
ＳＳＷとして活動している者、ＳＳＷに関心のある社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者及び県市町教育委員会ＳＳＷ担当指導主事等
- (２) 研修回数（頻度）
山口県社会福祉士会スクールソーシャルワーク委員会と連携し、年２回開催
個別のケースに対するスーパーバイズ（必要に応じて）
- (３) 研修内容
講義、演習、事例検討
※講師 第１回：大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科 教授 山野 則子
第２回：西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授 安部 計彦
- (４) 特に効果のあった研修内容
ＳＳＷが抱えるケースは、多様であり、ＳＳＷ自身の経験も様々であるため、平成２４年度、県教委配置のＳＳＷによるスーパーバイズが可能な体制を拡充・強化した。これにより、ＳＳＷの抱え込みによるバーンアウトを防止するだけでなく、資質能力向上に大きく寄与した。
- (５) 課題
ＳＳＷに関わる事案については、重篤な事案が多いため、事例検討の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

A男は友達に対し、暴言を浴びせたり暴力を振るったりしていた。A男の保護者のいじめに対する問題意識が低く、被害児童の保護者からの反感もあり、他の保護者の中で孤立する状況となっていた。また、A男の母親は精神的に不安定な状態であり、その不安定さがA男への暴言・暴力として現れる等、親子関係にも影響していた。A男と共に母親への支援が必要であると考えられ、SSWが関わることとなった。

SSWが地道に関わることで、母親と深い信頼関係を築くことができ、母親の考えや思いをある程度正確に把握することができるようになった。母親に寄り添う姿勢は崩すことなく、関係機関と母親との接点を広げたことで、解決に向けての具体的な支援に移行することができるようになった。

SSWが中心になり、数回のケース会議及び相談を繰り返す中で、A男のためには、転校して環境を大きく変えていくことがよりよい選択であるとの結論に至った。そこで、保護者と本人の同意を得て、小学校間での緊密な情報交換を行った後、A男は転校することになった。

A男の父親が転校先まで送迎する時間が、コミュニケーションを図る絶好の機会となっており、A男の心の安定が一層図られている。小学校間での連携もうまく機能し、転校後、トラブルを起こすこともなく、元気に意欲的な学校生活を送っている。

（2）その他の活用事例

B男は、小学校入学時より友人とのトラブルが多くあり、学校は以前から対応に苦慮していた。5年に進級した頃から、些細なことで友人に暴力を振るうことが多くなり、1学期中頃からは制止しようとした担任に対しても叩く・蹴るなど、対教師暴力を起こすようになった。

SSWは、関係教職員、SC、市教委指導主事、市福祉部局、民生委員、主任児童委員、特別支援教育コーディネーターなどの関係機関等が集まるケース会議において、プランニングを提案し、具体的な支援について、役割分担を行った。

SSWは、両親との面談により、家庭の状況を把握し、今後の支援を関係機関等に要請した。また、ハローワークに付き添い、母親が日中に勤務できる職場を探すことができるようにした。

SCは、学校に対して、B男の居場所づくり、友人関係の改善に向けた具体的な方策を示すよう、指導助言した。

特別支援教育コーディネーターは、心理検査を実施し、通級指導教室への入室を保護者に提案した。またB男の手指に機能障害の疑いがあることが分かったため、市福祉部局に連絡し医療機関を紹介した。

これら支援により、両親は積極的に外部の支援者の提案を受け入れることができるようになり、母親は、日中の勤務ができる職場に転職し、B男と関わる時間を増やすことができるようになった。特別支援教育コーディネーターの提案で、B男は週1回、市ことばの教室に通うようになり、自分の感情をコントロールする方法について学ぶ環境を整えることができるようになっていった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

23年度、1109日であった勤務日数が、24年度は1735日に増加するとともに、支援したケースの46.9%が状況が好転するなど、各学校におけるSSWによる支援の必要性・成果等が認知されてきており、今後も更なる活用の増加が見込まれる。学校においては、具体的な関係機関との連携の在り方を実践的に学ぶことができ、組織として対応力が高まっている。

（2）今後の課題

SSWによる支援が認知されるにつれ、さらなる配置拡充及び人材確保が必要となる。

香川県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

義務教育課	高校教育課
（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的	
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの問題を抱える児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、問題行動の未然防止や早期対応による問題の解消を目的とし、①スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）派遣事業と②学校支援アドバイザー派遣事業、③中１スタートプロジェクト研究事業に係るＳＳＷの配置を実施した。（①～③の各事業は以下の番号に対応）	高校中退や不登校問題を解決するため、地域社会との連携や生徒一人一人に即したきめ細かな指導等を総合的に推進するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する精神保健福祉士を、スクールソーシャルワーカーとして県立高校定時制に派遣し、生徒を取り巻く環境の改善を図る。
（２）配置計画上の工夫・配置人数・資格・勤務形態	
【事業①】 福祉学科の大学教授２名を小中学校の要請に応じて派遣 【事業②】 児童相談所での勤務経験のあるＳＳＷ１名を教育センターに１回６時間×２００回＝延べ１２００時間配置（スクールサポートチームとしても活動） 【事業③】 県内７つの中学校とその各校区の小学校１校を研究協力校として指定し、４人のＳＳＷ（社会福祉士、精神保健福祉士）を中学校区当たり年２４０時間配置	定時制高校１２校に２名を配置（拠点校方式）。各学校を網羅しての配置というよりは、必要な学校に重点的に配置。
（３）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について	
職務内容、効果的な活用方法、校内支援体制づくり等について、各学校に通知	趣旨、実施形態、職務内容等を各校に通知及び連絡協議会にて教育相談担当教員にも周知

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

義務教育課	高校教育課
（１）研修対象	
事業①～③の県雇用ＳＳＷ７名 市町雇用ＳＳＷ１５人	ＳＳＷ全員を対象（平成２５年度７月３１日実施）
（２）研修回数（頻度）	
年に１回	年に１回
（３）研修内容	
県内の問題行動等の現状と課題、支援の困難な保護者への対応、今年度の取組についての情報交換	情報交換の予定
（４）特に効果のあった研修内容	
教職員やＳＣとの連携の在り方や保護者への支援方法についての具体的な情報交換	現時点で未実施
（５）課題	
教育相談担当教員、ＳＣ等の外部人材との連携の在り方	研修講師やスーパーバイズができる人材の確保

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

義務教育課	高校教育課
（１）いじめ問題解決のための活用事例	
自殺をほのめかす匿名メールが県教委のメール相談に寄せられた。学校名のみ記述されていたため、市教委を通じて学校に緊急対応を依頼。学校は事実確認や指導を行うとともに、県教委の学校支援アドバイザーによる保護者への面接指導、市教委のＳＳＷによる当該生徒への対応について支援を依頼した。また、関係機関とのケース会の開催やＳＣによる継続的カウンセリング、教育センター教育相談課との連携強化等により、現在は改善が見られる。	いじめ問題での活用はなかった。
（２）その他の活用事例	
【種別①】ＳＳＷが教育支援センターを訪問して、不登校傾向の児童との面談を行うとともに、家庭訪問による母親との個別面談を行った。母子ともに専門的な指導を受けたことで、親子関係が改善され、児童は落ち着きを取り戻し、徐々に改善が見られた。	【種別①】高校３年生男子。父親の病気と借金、母親の無関心など家庭内の問題が影響し、不登校になった。派遣ＳＳＷ、ＳＣ、県教委指導主事、高校教頭、教育相談担当、学級担任、民生委員、児童相談所職員、市保健師などが参加したケース会で今後の対応について協議。ひきこもりがちな生徒への支援として、メンタルフレンドを派遣することにした。家庭への支援を自治体や民生委員が引き受け、関係機関協力のもと、父親の入院などで家庭環境が落ち着き、登校につながった。

【４】成果と今後の課題

義務教育課	高校教育課
（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果	
【事業①】学校から提出される活動状況報告書の記載を見ると、学校のニーズに応えるものとなっている。児童生徒対象に行うグループワーク等について、問題行動の未然防止にも効果があると好評で派遣要請が多い。しかし、平成２４年度は、予算の関係で派遣回数を制限しなければならない状況であった。（Ｈ２２ ５３回→Ｈ２３ ６２回→Ｈ２４ ３７回） 【事業②】支援の対象となった児童生徒数は１００人、うち継続支援者数４７人である。家庭環境等の改善について協議するケース会ではＳＳＷがコーディネーターとして関係機関の役割を明確にした。 【事業③】支援の対象となった児童生徒数は１２３人で、その中でも継続的な支援が必要な不登校児童生徒が２４人いた。教員と連携した家庭訪問や教育支援センターへの訪問（９７回）、教職員等とのケース会の開催（３６回）等を積極的に行った。	原則定時制にのみ派遣予定であったが、平成２４年度は、全日制においても派遣要望が４ケースあった。全体を通して２名のＳＳＷが２９６時間、８７回の派遣で、対応した生徒数は３３名（単発での関わりを含む）である。平成２５年度からは、全日制にも派遣できるよう新しく事業を立ち上げ、全日制１１校、定時制４校に拠点校を置き、全ての県立高校にＳＳＷを派遣できるようにした。
（２）今後の課題	
・有能な人材の確保と機動性の向上 ・スーパーバイズ制度の確立によるＳＳＷの資質向上 ・市町によるスクールソーシャルワーカーの配置促進	・事業評価について、相談件数等だけでは評価しにくい。 ・ＳＣとＳＳＷとの連携した関わりについて工夫が必要である。

愛媛県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援」「いじめ、暴力行為、非行等の未然防止」「児童虐待への対応等」

（２）配置計画上の工夫

地域や学校の実態に応じた活用をねらいとし、全２０市町のうち１３市町に１９名のスクールソーシャルワーカーと県教育委員会にスーパーバイザー３名を配置した。配置方法については、実態に応じて活用するため市町教育委員会に一任している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 １３市町に１９名のスクールソーシャルワーカーを配置し、平成２４年度から３名のスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、要請に応じてスーパーバイザーの派遣を行った。

【資格】 資格及び人選については、教育や福祉の分野において活動経験のある者（社会福祉士、退職教員、元児童福祉施設関係者等）から市町教育委員会が人選した。

【勤務形態】 １９名の配置の内訳は、単独校型３名、拠点校型１１名、派遣型２名、巡回型３名であり、１日４時間、年間８１日として実施した。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動に関する指針として、具体的にケースのタイプ分けから支援パターン、支援体制やＳＳＷの役割等について解説したＣＤデータを全ての小中学校に配布して周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会…県内スクールソーシャルワーカー１９名及びスーパーバイザー３名
- ・スーパーバイザー派遣による事例検討会…派遣依頼のあった市町のスクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会…年１回
- ・スーパーバイザー派遣による事例検討会…年２回

（３）研修内容

有識者等によりソーシャルワークに関する講義等を行ったり、各市町での事例を基に事例研究を実施したりした。

（４）特に効果のあった研修内容

各市町が抱える困難事例に基づく協議により、他の事例にオーバーラップさせ解決の糸口を見付けたり、有識者からの指導・助言にヒントを得たりした参会者も見られた。

（５）課題

直面する事例は生き物であり、リアルタイムでは事例研究のようにはうまくいかない。そのためにも、こういった研修の機会で作られる手法や切り口の引き出しを、個々のスクールソーシャルワーカーができるだけ多く備える必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（仲間はずれ）

小学2年生男子児童Yは、小柄でおとなしい性格である。マイペースなところがあり、忘れ物が多く、宿題をしないこともある。また、偏食が多く、給食時間内に後片付けが出来ず、結果的にいつも昼休みが短くなり、一人で遊ぶことが常態化している。他の男子児童からは「遅い」「のろま」「うっとうしい」等の言葉を発せられるなどして避けられ、いつの間にかクラス全体の雰囲気として彼を疎外するような雰囲気が出来上がっていった。6月になって、Yが「僕、友達がおらん」と、スクールソーシャルワーカーの訪問時に訴えた。スクールソーシャルワーカーは、学級担任にそのことについて相談した。学級担任も、最近の本人の様子の変化を察知していたため、「心配しておりました」と応じた。スクールソーシャルワーカーは、Yの学校生活の様子を見守ってほしいこと、「いじめ」についての学級指導をしてほしいこと等を学級担任に依頼した。学級担任は、彼に友達ができることを願って、学級内での人間関係づくりに配慮しながら、本人を取り巻く人間関係を考慮しての生活場面を意図的に設定するなどの対策を施した。一方、スクールソーシャルワーカーは、運動場や体育館で一緒に遊ぶ日を設定するなど、Yの好きなボール遊びを意図的に設定するなどの対応に努めた。その結果、児童たちが自然な形で集まりはじめ、楽しく過ごせる場面が増えていった。このようにして、学級担任・養護教諭・スクールソーシャルワーカー等が相互に連絡を取り合い、緊密な連携に努めながら支援を続けてきた。そして、2学期を迎えた頃には、Yが元気に運動場を走っている姿が見られるようになった。

これは、スクールソーシャルワーカーが子どもの訴えに迅速に対応した結果、教職員との情報の共有及びチームとしての対応がなされ、いじめ問題が解決に向かった事例である。

この事例以外にも、学校や家庭の要請に応じて、悩みや不安を抱える児童生徒や子育てに悩む家庭に対して教育相談を行ったり、関係機関との連携関係の構築を図ったりするなど、いじめ問題解決のために、スクールソーシャルワーカーを活用している。

（2）その他の活用事例

小学校における不登校についての事例「発達障害等に関する問題」

心身ともに様々な問題を抱え、対人恐怖症のような状態になっている女兒との面談の機会をもった。最初は、会話はもちろん視線も合わせようとしなかったが、手紙のやりとりをすることをSSWが提案し、手紙の交換を実施。少しずつではあるが自分の思いを語れるようになった。手紙のやりとりの中で、発達障害が疑われたので、学校の特別支援教育コーディネーターを通じ市の発達支援室との連携を図った。今年度になって、SSWが交代したが、女兒との手紙のやりとりは新任のSSWとも継続している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成24年度の活動記録によると19名のスクールソーシャルワーカーが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した総件数は393件（一人あたり約21件）であり、そのうち「問題が解決した」が45件（約12%）「支援中であるが好転した」が103件（約26%）である。また、平成23年度の愛媛県内公立小中学校における1000人あたりの児童生徒に対する不登校児童生徒数が9.4人であるのに対し、当該市町における1000人あたりの児童生徒に対する不登校児童生徒数は8.0人であった。平成24年度についても当該市町における1000人あたりの児童生徒に対する不登校児童生徒数も8.0人であった。

（2）今後の課題

学校・家庭・地域・関係諸機関との行動連携の充実が急務であるが、保護者の考え方や価値観の多様化等により連携を図りにくいケースが増加している。また、学校による温度差が大きく、スクールソーシャルワーカーに対する認識や有用性をさらに啓発していく必要がある。

高知県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いてはたらきかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

（２）配置計画上の工夫

市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」と表記する）配置希望調査の提出を受け、県教育委員会で検討のうえ事業を委託している。市町村教育委員会は地域の実情に応じて、教育委員会、学校、教育支援センター等の教育機関にＳＳＷを配置している。また、すべての県立中学校については県教育委員会がＳＳＷを配置している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

２４市町村と３県立中学校に計４２人を配置している（実人数は３９人）。所有資格は教員免許（幼：４、小：７、中：１０、高：８、養護：１）がもっとも多く、次に保育士（６）、社会福祉士（４）、精神保健福祉士（２）、臨床心理士（２）となっている。勤務形態は、単独校型（１１．９％）、拠点校型（２８．６％）、派遣型（３８．１％）、巡回型（２１．４％）である。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ＳＳＷ市町村委託要項及び県立中学校派遣要項に、事業の趣旨等を明示しており、連絡協議会やブロック別協議会において適宜周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象、（２）研修会数、（３）研修内容

回	研修名	日時	対象	内容
１	初任者研修会	５／１１	ＳＳＷ（初任者）	ＳＳＷの役割と専門性などの知識や技能についての研修を行い、活動の円滑化を図る。
２	スクールカウンセラーとの合同研修会	６／８	ＳＳＷ スクールカウンセラー 市町村・県立中学校担当者	スクールカウンセラーとの効果的な連携について協議し、支援体制の充実を図る。
３	第１回連絡協議会	６／８	ＳＳＷ 市町村・県立中学校担当者	ＳＳＷについての専門的な研修を行うとともに、情報交換を行い多様なケースに対応できる資質の向上を図る。
４	ブロック別協議会	９／５ ～１９	ＳＳＷ 市町村・県立中学校担当者	近隣地区のＳＳＷと事例検討や研究協議、情報交換を行い、専門性の向上と事業における連携を図る。
５	第２回連絡協議会	１／１８	ＳＳＷ 市町村・県立中学校担当者	支援活動に役立つ専門的、先進的な知識を得るとともに、事例協議を通じて資質の向上を図る。

（４）特に効果のあった研修内容

初任者研修を早期に実施したことで、ソーシャルワーク等について理解を深めるとともに、不安を和らげることができた。また、スクールカウンセラーとの合同研修により相互理解を深めることができ、今後の連携強化が期待できる。

（５）課題

ＳＳＷ（特に若年経験者）のバーンアウトを防ぐため、スーパーバイザーによる活動の指導・助言体制を強化し、連絡協議会などでの情報交換を密にする必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（１）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

・本児の状況

４年生から欠席が増加、一時は保健室登校を行ったが、夏休み明けより不登校になる。幼稚園の頃から一人遊びを好む子どもで、登園しぶりが見られたこともあった。集団生活へ馴染みにくいことや、親子関係（母親と離れることへの不安）が原因とされていた。

・支援の経過

前任ＳＳＷや学校、両親などから本人について聞き取りを行う。手紙やお菓子作りの行事を通じて家庭訪問のきっかけを作り、家庭訪問と本児との関わりを始めた。「学校に行けなくなったのは３年生の時にいじめられていたから」という内容の手紙を父親が見つけた学校へ相談に来たことから、信頼関係のできているＳＳＷが当時の状況を少しずつ聞き取り、学校に伝えた。その後、その情報をもとに学校としていじめ解決の取組を行った。また、本児はいじめについてＳＳＷに話すことで気持ちの整理が付き、中学校進学の話が増えていった。

・改善に至ったポイント

本児や保護者とＳＳＷの信頼関係があったからこそ、当時の気持ちを打ち明け話すことができた。不登校の原因にいじめがあったことを学校が把握でき、今後のいじめ拡大を予防することができた。その後、学校と保護者の間で誤解が生じることがあったが、信頼を得ているＳＳＷがそれぞれのよいところを伝えることで関係づくりを手助けし、つながりを保った。

（２）その他の活用事例（⑥家庭環境の問題）

母親は外国出身で日本語の理解が不十分。読み書きすることがほとんどできない。本児も就学前に母の祖国に滞在していたため会話に難がある状態だった。学校から「入学のしおり」をもらっていたが、母が理解できず準備が遅れる。父からのＤＶもある。本児は宿題や翌日の持参物などを母に伝えきれず、宿題ができないことで母から叱責されることが続いていた。

養護教諭、地域担当保健師とともにＳＳＷが家庭訪問。入学準備を手伝うとともに訪問を重ね、両親（特に父）と信頼関係を築く。子育て支援センターを紹介し、同年代の母親たちと接する機会をつくり日本語の定着を促す。本児の学習支援のため発達検査を受けた上で相談員から具体的なアドバイスもらう。行事に参加してつながりを作るため保護者会に働きかける。母の家庭内での閉塞感解消やＤＶ予防のためパートタイムなど短時間の仕事も勧めた。

保護者の思いを受け入れる支援を心掛けながら、同年代の母親同士のつながりを作ることで、日本語の上達を促し子育ての悩みなどを話せる機会ができた。学校と保護者を交えて教育相談を受けられたことで、両者のつながりが深まった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」と「支援中であるが好転」の年度別状況（継続総件数に対する割合）

	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
問題が解決	５．９％	６．８％	９．８％	８．１％	７．１％
支援中であるが好転	１５．９％	１８．７％	２０．０％	２３．０％	２７．７％

「解決」「好転」の合計が年々上昇しており、本県の事業が着実に前進していると考えられる。

（２）今後の課題

ＳＳＷ配置市町村を拡大し、支援件数の増加を図りたい。雇用条件の整備は今後の重要な課題であり、本県においては有資格者を中心とした人材の確保に努める必要がある。さらに、ＳＳＷの資質を向上させ、支援ケースが「解決」「好転」につながるよう有効な研修を実施していかなければならない。学校や地域にＳＳＷの認知を高め、活用を進めるための啓発も必要である。

福岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係機関等とのネットワークを活用して児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るスクールソーシャルワーカーを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置計画上の工夫

① 配置時間の弾力的運用の拡大

1 市町村教育委員会に対して、1 中学校を拠点校、他の全ての中学校を対象校として配置する（県内6市町に配置、19中学校で活用）。当該教育委員会は、配置時間を学校の実態に応じて振り分け、弾力的に運用する。

② スーパーバイザーの配置とその役割

6 教育事務所を2つのブロックに分け、それぞれのブロック単位でスクールソーシャルワーカーへの指導助言を行う等スクールソーシャルワーカーを統括する役割を果たす者を配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数 6市町にそれぞれ1名配置 スーパーバイザーは2ブロックにそれぞれ1名配置

② 資格 「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等の資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野において活動実績がある者

③ 勤務形態 各市町により拠点校型、派遣型、巡回型で運用

スクールソーシャルワーカー：年35週、週当たり16時間の勤務

スーパーバイザー：年35週、週当たり4時間の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

① 各研修会等で「SSWの活用についてQ&A」を用いて、スクールソーシャルワーカー活用事業の内容と効果を知らせるようにしている。

② 各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを置き、広範囲に活用できるようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

担当ブロックスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー、ブロック内配置スクールソーシャルワーカー、配置市町村担当者（当番市町）、拠点校・対象校管理職及び担当者、教育事務所担当指導主事、参加希望スクールソーシャルワーカー（市町村費負担）

（2）研修回数（頻度）

全体研修（年1回） ブロック別研修（毎月1回）

（3）研修内容

スーパーバイザーによる事例検討会を通した指導・助言を行っている。スーパーバイザーの活用については、教育事務所担当指導主事がコーディネートして連絡・調整し、研修会等での活用や配置外の市町村での活用等を促進している。

（4）特に効果のあった研修内容

ほとんどの研修において、担当市町の生の事例に対して、各市町配置のスクールソーシャルワーカーから意見が出され、様々な方策が提案されるので、参加している当該校以外の事例についても参考となるが多かった。また、学校の立場や教育的な視点も意見として反映された上でスーパーバイザーが方策を精選するので、効果の高い研修が行われた。

（5）課題

① スクールソーシャルワーカーの質の向上とともに学校の活用スキルの向上も図る必要がある

② 日程の調整が難しく、ブロック別研修に全員参加できていない現状がある

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

○事例の概要

対象生徒は中学2年の女子生徒。2年生に上がった頃から交流は深かったが、同じ部活の同級生との関係が悪化し、仲間はずれ、聞こえるように悪口を言われるなどのいじめが生じていた。当初は先生に相談出来ていたが、すれ違いが生じ相談していた先生との関係も悪化して不適応を起こしていた。

○取り組んだ内容

中学校より依頼をうけ、スクールソーシャルワーカーは情報の収集と課題の整理を行った。現在起こっているいじめの問題だけではなく、小学校の頃や地域での関係性等を含めた情報収集と分析を行い、学校の課題・環境の課題・本人のサポートに分け、フォローするための役割分担について適時ケース会議を行った。

①学校に対し、チームで対応するためのケース会議を行う。本人や保護者とコンタクトを取りやすい職員をコーディネーターし寄り添い支援を行う体制の調整を行った。また、学年や養護教諭と学年全体のフォロー体制などを役割分担した。

②いじめ側の生徒にもサポートが必要であったため、スクールカウンセラーとの連携を行った。

③本人の成長歴の中で、コミュニケーションの力に関する課題が見受けられたため、専門機関との連携を行った。

○効果や課題

①本人や保護者が安心して学校に相談できる関係性が構築され、スムーズに学校復帰することが出来た。また、随時情報共有を行い、対応を検討したことで対応する職員の不安軽減にもつながり、役割分担をし、進捗を確認しながら関わることが出来た。

②いじめ側の生徒たちも、過去いじめられた経験があったため、カウンセリングによるサポートを導入し、サポート及び振り返りを行うきっかけとなっている。

③専門医による見立ての中で発達の課題が明確になり、自身が苦手とする場面や状況について本人・家庭・学校で共有しながら対応を考えることが出来るようになっていく。

課題として、今後もコミュニケーションスキルなどの習得についてのサポートや進路決定時に本人の希望と特徴にあった環境へ引き継ぎをしていくことが必要になってくると考えられる。

(2) その他の活用事例（不登校）

○事例の概要

家族構成は母親と本人（小6 女児）と母方の祖父母だが、小4 時より祖父母と本人の3人で暮らす。祖父母の携帯等を使用し、昼夜逆転の生活になり欠席は増えていった。担任は毎朝家庭訪問していたが、小6 時より登校が難しくなる。母親にはほとんど連絡が取れなくなる。

○取り組んだ内容

学校より依頼があり、スクールソーシャルワーカーが定期的に家庭訪問を開始する。約2ヶ月後1回目のケース会議を行い、まず学校で登校時の対応や保健室での役割などを設定し、スクールソーシャルワーカーは引き続き家庭訪問を継続して本人のニーズを引き出すことを確認する。一時的に登校できるまでにはなったが、家庭での取組が不十分なため、2回目のケース会議を行い、学校は学習課題の提供、学校での役割の設定、祖父母への働きかけを、祖父母には本人への言葉かけ、生活習慣の改善を、スクールソーシャルワーカーは中学校見学等進学への準備を行うよう、役割分担を行った。

○効果や課題

定期的な家庭訪問から本人のニーズを引き出し、「生活を変えたい」「中学に行きたい」という本人の意向を共通の目標として学校、祖父母、スクールソーシャルワーカーで役割分担して取り組んで生活が改善してきた。今後、母親との接触や祖父母の意識の持続等中学へ支援体制を引き継いでいく必要がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○配置校におけるいじめの解決率の向上（23年度66.7%⇒24年度71.4%）

○配置校における教育相談体制の活性化（教職員とのケース会議 23年度150回⇒24年度639回のべ参加教職員数23年度514人⇒24年度991人）

○小中学校間の連携強化（小学校支援対象児童 22年度41人⇒23年度61人⇒24年度121人）

○関係機関との連携強化（関係機関とのケース会議 22年度88回⇒23年度106回⇒24年度265回）

○20年度以降、配置が終了した市町教育委員会によるスクールソーシャルワーカーの継続配置（94%）

(2) 今後の課題

○スクールソーシャルワーカー活用の効果や実績について具体的に学校職員一人一人に浸透させ、その活用方法をクラスの児童生徒を浮かべながらイメージできるまで周知を図っていく必要がある。

○コーディネーター役の教員に情報が集約され、校長・教頭等と意思疎通しながら活用できるよう校内体制を整えていく必要がある。

佐賀県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育支援体制を整備する。

（２）配置計画上の工夫

平成２４年度から各教育事務所管内にスーパーバイザー的役割を担うスクールソーシャルワーカーを配置（４名）して、スクールソーシャルワーカーの資質向上とチームとしての支援体制の強化を図る。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内１８市町に１６名を配置。

- ・主な資格は、【有資格者】社会福祉士、精神保健福祉士（時給３，０００円）

- 【準ずるもの】教員免許、民生委員など（時給１，５００円）

- ・１日６時間×週４日×３５週を基本の勤務形態とした時間給非常勤で、一人当たりの年間勤務時間は原則８４０時間を上限とする（ただし、複数の市町を兼務する場合は、１，０４０時間未満を上限とし勤務することができる）。

- ・夜間の対応も可能なように、Ｈ２３年度から勤務形態を非常勤嘱託から時間給非常勤に変更した。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」（ビジョン）については、策定していない。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者、各教育事務所担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

年間１回

（３）研修内容

○事例発表（スーパーバイザー２名による事例発表）

- ・「問題をスピード解決するための考え方」

- ・「スクールソーシャルワーク プラスαを考える～学校との関係がうまくいかないケースへの「かかわり」を中心として～」

○情報交換

- ・グループ協議（学校、担任との連携について・関係機関との連携について・支援体制について）

- ・全体協議（成果があった取組について）

（４）特に効果のあった研修内容

普段接することのない他地区のスクールソーシャルワーカー、市町教育委員会の担当者及び教育事務所担当指導主事でグループ協議を行ったことで、他地区の取組をその後の業務に活用できた。

（５）課題

スクールソーシャルワーカーの配置時間を活用して研修会を行っているため、年間複数回の開催が難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

いじめが原因で不登校となった生徒は中学1年生の男子生徒である。いじめが原因でPTSDを発症しており、週一回受診してカウンセリングを受けている。保護者は学校への復帰を希望している。スクールソーシャルワーカーは家庭訪問を行い、母親と面会をして不安や心配について話を聞いたり、生徒が学校に戻るために何をしてほしいか保護者の気持ちを代弁したりする等の支援を行っている。また、定期的に教育委員会、学校、関係機関等で行われるケース会議や学校が主催するいじめ対策会議に参加して、いじめの再発防止、早期発見できるよう教職員、関係機関と協議を行っている。

（2）その他の活用事例

①不登校

心的要因で長期不登校であった生徒支援を考えるために、スクールソーシャルワーカーが母親面談でのアセスメントを行い、学校と情報共有する中で具体的な支援策を検討し実践。不登校要因には中学校が把握していなかった小学校時代の友人トラブルでの学校不信、集団不適応があり、学校側が意識して本人との関係性を築く中で家庭内だけの生活から少しずつ適応指導教室への体験を始めていった。

③児童虐待

ネグレクト疑いでの不登校児童の家庭は、地域から孤立した家庭で、養育能力が低い母親との信頼関係作りに学校側は苦慮していた。学校、教育委員会、児童相談員所、行政福祉課、民生委員とのケース会議を開き支援を検討したものの、子どもたちの一時保護が根本的解決にならないこともあり、時間をかけて家庭生活改善を見守ることとなった。スクールソーシャルワーカーが母親の支援者として関わることにし、訪問での家庭状況把握、就学支援手続きの支援、学校と家庭との信頼関係構築を図らせつつ、母親に子どもを登校させていく意識を高めていった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成24年度における不登校に関するスクールソーシャルワーカーの支援件数は287件で、そのうち127件が解決または好転している。

また、家庭環境の問題に関する支援件数は163件で、そのうち78件が解決または好転している。このことから、スクールソーシャルワーカーによる支援は、不登校や家庭環境の問題に対しても、好転の割合が高く、たいへん有効であると言える。

（2）今後の課題

スクールソーシャルワーカーの役割は大変重要であり、学校や市町教育委員会からのニーズにも応えている場面が多く見られるが、児童生徒の置かれている環境の問題は、複雑に絡み合っており、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上が必要となっている。

平成24年度から配置しているスーパーバイザーを有効に活用し、スクールソーシャルワーカーによる支援の質の向上を図っていく。（平成25年度は、スーパーバイザー連絡協議会（年間5回開催予定）を開催し、スクールソーシャルワーカーへの支援・援助についての計画を行っている。）

長崎県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（２）配置計画上の工夫

不登校対策プラン等各市町が独自に策定する生徒指導対策の中に、スクールソーシャルワーカーを意図的・計画的に位置付け、積極的な活用を図ろうとしている市町へ配置する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 ８名（社会福祉士４ 言語聴覚士１ 元教職員２ 元児童相談所職員１）

原則として１日６時間で、週３日の年間３０週を基本とする。（年間５４０時間）

※ 勤務の形態は、学校等の実情に応じて、県教育委員会と関係市町教育委員会が協議のうえ時間や日数等を調整する。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

平成２４年度中に策定し、平成２５年４月に配置市教育委員会をととして各小中学校へ周知した。主な内容は、スクールソーシャルワーカーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

関係市教育委員会事業担当者及びスクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

年１回（１１月実施）

（３）研修内容

「関係機関との連携について」の講演と、各市の活用状況の報告や全体協議をととして、優れた取組を共有した。

（４）特に効果のあった研修内容

各市の優れた取組の共有及び「関係機関との連携について」の講演内容。

（５）課題

協議会の内容及び開催時期の検討。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【事案内容】母のネグレクトにより祖父母に引き取られ転居してきたが、友人からのいじめをきっかけに不登校となり、関係機関につなぐことで学校復帰した事案

【関係機関】学校、市学校適応指導教室、病院、市こども家庭課、児童相談所、市保護課

【概 要】

- ①中2後半に転入。その学年は問題なく登校していた。中3の6月に友人からのいじめをきっかけに不登校となる。
- ②祖父母から市教委に相談があり、SSWの介入となる。
- ③相談の中で本児に自傷行為をしたことが発覚し、精神科受診を勧める。医師からは入院を勧められたが、経済的理由に入院できず。
- ④家庭の経済的安定のため、市保護課へ生活保護申請を提案する。同時に医療機関への一時保護委託も視野に入れ、市こども家庭課と児童相談所にも相談を行う。
- ⑤入院の見通しがつくまで市学校適応指導教室の通級を開始する。
- ⑥生活保護受給が決定し、入院となる。
- ⑦本児入院中に、学校の担任と進路のことで連絡調整を行う。
- ⑧入院中も人間関係のストレスから様々なトラブルを抱える。医師から施設入所を勧められる。
- ⑨本児や祖父母と話し合い、本児の意思を最優先しながら施設入所の方向性を考える。

【その後】

- ◇約3か月の入院を経て、施設入所となり、施設から学校に通う。
- ◇学校の担任や施設の職員と進路について検討する。私立高校を受験し合格する。
- ◇現在高校1年生だが、元気に学校に通い、週末は外出や外泊をしながら祖父母との交流を深めている。
- ◇学校帰りに市教委に顔をだすこともあり、学校生活や将来のことについて話をしてくれる。

(2) その他の活用事例（種別①不登校、⑨発達障害等に関する事例）

【B中学校1年男子生徒C男についての対応例】

C男は、1年の2学期末（12月頃）から、腹痛、頭痛を訴え1～2日欠席をする状態が発生。2回目の欠席から担任は家庭訪問を実施していた。3学期に入り、C男より保護者に対して、「学校に行かない」と言い出すなど、登校しぶりが発生した。担任、養護教諭、教頭、スクールカウンセラー（以下「SC」とする）、SSWなどが協働し、このまま引きこもらないよう対応を続けた。

この間にSSWが当該生徒や保護者のインテーク面接（受理面接）及びカウンセリングを継続し、さらに民生児童委員からの情報聞き取りなどを実施した。このような情報収集・分析などの活動から、不登校の原因は学業不振とコミュニケーション不全の可能性、さらに発達障害の可能性が浮かび上がってきた。

そこで、学校内でケース会議を実施し、方針を決定した。その後、本生徒や保護者への説明を行い承諾を得て、療育支援を行う医療機関受診につなげた。診断結果は、「アスペルガー症候群」であった。この診断をもとに、担任、養護教諭、教頭、SC、SSWによるケース会議を実施し、支援計画案を作成、その後、家族に対する説明を行い、家庭・学校・SC・SSWが連携し当該生徒を支援するスキームを構築し支援を続けた。不登校当初、当該生徒に対する家族らの感情は「学校に行かないのは、甘えている、怠けている」であったが、徐々に当該生徒を受け入れ、「本人もきついのだね」と理解を示すようになっていった。

2年生になり、本人の意志で登校するようになった。時々遅刻や欠席もあるが、連続する欠席はなく、徐々に不登校状態が改善されてきている。本人も楽しく学校生活を送っている様子である。

※他機関連携：医療機関（医師、保健師）、SC、民生児童委員

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①配置した市教育委員会におけるSSWの活動機会が増え、児童生徒の問題等に対する支援が増加した。

ア 支援件数は、23年度の340件から24年度は485件に増加している。

イ 支援の対象となった児童生徒数は、23年度の369人から24年度は509人に増加している。

ウ 一週間あたりの訪問活動の回数は、23年度の17.9回から24年度は19.7回に増加している。

エ 教職員等とのケース会議で扱った件数は、23年度の277件から24年度は355回に増加している。

②配置した8市のうち3市は、本事業の有効性を実感し、独自予算により配置人数を拡充している。

(2) 今後の課題

①SSWの資質向上に向けた研修内容の工夫。

②スーパービジョン体制の構築。

熊本県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を配置する。

ＳＳＷは、関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策（以下「総合対策」という。）を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための活動を行う。

（２）配置計画上の工夫

平成２４年度は、県内１０教育事務所と県立高校に１校（拠点校）に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を支援対象としている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

平成２４年度の配置人数は１９人（精神保健福祉士４人、社会福祉士１０人、両資格所有５人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、ソーシャルワーカーとして２年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、１教育事務所当たり、原則として１日６時間、週３～５日勤務、県立高校は週４日勤務とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

県教育委員会では、文部科学省のＳＳＷ活用事業実施要領に基づき熊本県ＳＳＷ設置要項を定め、事業名を「熊本県子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業」として実施要項を作成し、職務内容等を教育事務所、市町村教育委員会、学校に対し周知している。

また、教育事務所では、いじめ・不登校サポートチーム等の活用マニュアルを作成し、活用方法等を学校へ周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ア 県連絡協議会…スーパーバイザー（以下ＳＶ）各教育事務所配置のＳＳＷ（全員）及び各市町村各市町村のＳＳＷ（希望者）

イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究、及びＳＶによるスーパービジョンを実施）
…関係ＳＳＷ及び関係教育事務所担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

ア 県連絡協議会・・・年３回（義務教育課）

イ 地域事例研究会・・・年８回（義務教育課）・年１回（高校教育課）

（３）研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（４）特に効果のあった研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（５）課題

- ・ 事例研究を行う回数が限られているので、必要に応じてスーパービジョンを受けることができない。
- ・ 厳しい事案に対して、新規のＳＳＷが１人で継続して支援する場合もあった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

友だちとのブログに悪口を書かれたことをきっかけに不登校になった子どもに対して、家族との面接、校内ケース会議を実施し、学校での取組をサポートした。その後、進級後は毎日登校できるようになり不登校は解消した。

（2）その他の活用事例（①⑥）

不登校、家族への家庭内暴力が続いていた子どもに対して、ＳＳＷが家庭訪問や面談を通して、家族支援を行い、医療、福祉機関につなぐことで、生活環境および家族と子どもの関係性が変わり、適切な医療ケアを受けたり、基本的な生活習慣を身に付けたりすることができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア ＳＳＷの役割や職務内容等について、市町村教育長会、校長会等への啓発が進み、平成２４年度も継続して支援した児童生徒数が６１０人、訪問活動回数は、４５６３回を超え、ＳＳＷへの支援要請が多かった。

イ 教師では対応が難しかった家庭の課題等について、ＳＳＷが、その専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、医療面、心理面等からの的確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになった。また、担任が一人で抱え込まないように、全職員の意識を高め、組織としての指導支援が行えるよう支援を行った。

ウ 単県事業として各教育事務所に配置している、日常的な個別相談を行う「いじめ・不登校アドバイザー」とＳＳＷが連携し、情報の共有化を図ることができた。また、平成２４年度は、学校配置の他に、５教育事務所にスクールカウンセラー（以下ＳＣ）を配置したので、教育事務所長のリーダーシップのもと、三者が連携し、役割分担をしながら、保護者や児童生徒に対して、的確なアドバイスや支援を行うことができるようになった。

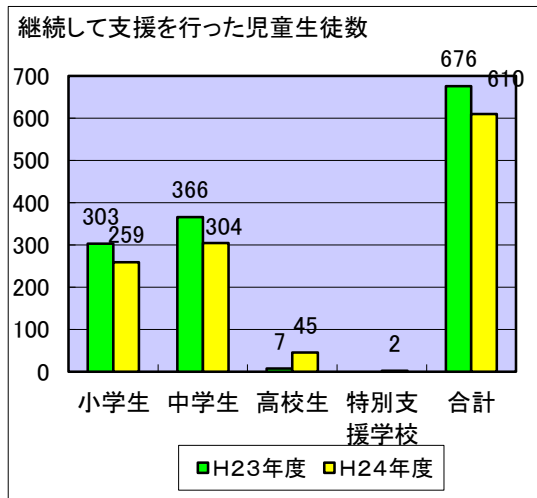
エ ＳＳＷの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

（2）今後の課題

ア ＳＳＷが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた児童生徒がおり、ＳＳＷへのニーズは高い。全ての事案に対してＳＳＷが対応することは難しく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、ＳＳＷが行う福祉的手法等について啓発を図る必要がある。

イ 県単独でのＳＳＷの配置には、活動時間等の限界がある。平成２４年度は、国からの補助対象経費の減額が有り、一般財源で対応せざるを得なかった。本事業に対するニーズの高さを考えると、今後、都道府県等が申請した国庫補助対象経費が認められるような財源の確保を国へ要望するとともに、安定した事業運営のため、本県における財源確保の努力が必要である。

ウ 本県では社会保健福祉士または、精神保健福祉士の資格をＳＳＷの資格要件としているため、人材確保が課題である。事象の複雑化に伴い、スーパービジョンの実施などスーパーバイザー体制の必要性を鑑み、必要に応じてスーパービジョンが実施できるよう活用の工夫を図っていく必要がある。



大分県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決を目指して、教職員、保護者を対象に指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等へ働きかけを行うために、教育事務所にスクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷと略す）を配置する。

（２）配置計画上の工夫

- ・市町村教育委員会や福祉事務所との地域連携が必要な２つの教育事務所に１人ずつ配置した。
- ・管内のすべての小中学校に巡回訪問を実施しており、特にスクールカウンセラー（以下、ＳＣと略す）の配置されていない小学校等との連携を重視した連絡体制など工夫が図られた。
- ・児童生徒の支援を行うための相談室を２つの教育事務所内に設置した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

２つの教育事務所に各１名を配置・教員免許状・月に１７日、１日６時間勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・概要及び職務内容等について、ＳＳＷ活用事業実施要項に示し、教育事務所を通じて、市町村教育委員会、学校に周知した。
- ・管内すべての小中学校の児童生徒と保護者あてに広報チラシを作成・配布し、周知した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・関係機関での連携が必要な担当者
（ＳＳＷ、福祉事務所、支援施設関係者、市町村教育委員会関係者）

（２）研修回数（頻度）

- ・年間３回（学期に１回：５月、１０月、２月）

（３）研修内容

- ・不登校や家庭環境等で気になる子どもや学校生活が不安定な子どもについて、関係機関担当者による「教育相談会」を実施し、学校管理職や学級担任、養護教諭等から説明を受け、学校での課題の把握と、その対応に関する指導、助言を行う。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・それぞれの専門的立場から助言や指導を行い、具体的な行動連携につながる「教育相談会」が特に効果があった。

（５）課題

- ・資質向上及び専門性を高める研修会の実施。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

中学校の時にいじめを受け、不登校状態のまま卒業したA君の支援を行った。A君は高校に進学していないため、学校関係者との関わりが切れており、進学を希望してもその具体的方法や学習方法がわからず、家族ともども困り果てていた。そこで、SSWによる学習指導を行うとともに、進学が可能な高校の情報を収集し、本人及び保護者と進路相談を行い、支援を開始した。

しかし、A君はいじめによる精神的な痛手を負っており、同年齢の子どもたちに対する反発や恐れ、感情が強く、進学に不安を抱えていた。彼に自信を取り戻させることを第一目標に、学習面では基本的な事項を中心に指導し、意欲を高めるようにした。対人関係では地域の学習支援室（不登校生のための教室※原則、義務教育対象）の協力を得て、そこでの学習ができたことが大きかった。久しぶりの家庭外での学習、そこに通う生徒との交流、いろいろな指導者との触れ合いは対人関係を学ぶよい機会となった。

結果的に、彼は入学面談などを乗り越え、通信制高校への入学を果たした。人生で初めての「合格」という経験は彼の大きな自信となった。高校から送られてくる様々な教材を熱心に学習しレポート作成に取り組み、参加が危ぶまれた3月の宿泊スクーリングにも参加し集団生活を送ることができた。

中学卒業後、在宅のままというケースは、いろいろな福祉や学習支援の網からこぼれている。それを再度社会と結びつけることができた事例である。

（2）その他の活用事例

問題行動を繰り返す児童の指導方法に悩む学校の依頼を受け、その子の生育に深く関わってきた保健所や行政の方とのケース会議を開催した。該当児童の成育歴だけでなく、家族の歴史を知ることにより、現在の問題行動の背景がわかり、関係者全員の統一した指導方針を作ることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

児童生徒の抱える問題と支援状況

児童生徒の抱える問題	支援状況(H23)			支援状況(H24)		
	件数(件)	(a)問題が解決	解決した割合(%)	件数(件)	(a)問題が解決	解決した割合(%)
①不登校	87	13	14.9%	72	31	43.1%
⑤友人関係の問題(いじめを除く)	7	3	42.9%	8	7	87.5%
⑩発達障害等に関する問題	37	4	10.8%	22	3	13.6%

上の表は、平成23年度と24年度のSSWの支援状況を比較したものである。

支援件数が若干減ったものの、児童生徒の抱える問題に対する支援による解決率は、不登校で約3倍、友人関係の問題（いじめを除く）で約2倍、発達障害等に関する問題で約1.3倍となっており、顕著な成果が出ている。

（2）今後の課題

○SSWは、SCに比べ学校や関係機関等の認知度が低い。これまでの活動実績や成果、効果的な活用等の保護者や地域に対する周知が必要である。

○SSWとSCとの役割分担が不明確である。SSWのもつ幅広いネットワークを活かした活動に重点的に取り組むことで、SCとの職務の明確化を図る必要がある。

○教育センターや公民館と協力し、SSWの有効性を地域に伝える機会を設ける必要がある。

○社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な資格のある人材も必要である。

宮崎県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

（２）配置計画上の工夫

○県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図れるよう、各教育事務所（中部・南部・北部）にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 中部教育事務所（４名）・南部教育事務所（２名）・北部教育事務所（１名）

【資格】 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・認定心理士 ・看護師国家資格
・養護教諭免許状 ・中学校教諭免許状 ・高等学校教諭免許状

【勤務形態】 １日あたり６時間、勤務日数年間９０日を基本とするが、特に必要があれば地域の実情等に応じた勤務形態とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○ 本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を作成し、事業の趣旨、内容や実施方法を周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー７名

（２）研修回数（頻度）

①県教育委員会：年２回 ②各教育事務所：月１回

（３）研修内容

①県教育委員会

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会（連絡協議会）

②各教育事務所

・スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）

（４）特に効果のあった研修内容

- スクールカウンセラーとの地区別協議会
- 他県のスクールカウンセラースーパーバイザーを招聘した講演会

（５）課題

- スクールソーシャルワーカーの適切な配置と教育事務所との打合せの在り方
- スクールソーシャルワーカーのコーディネート力向上や共通実践をめざしたスーパーバイザーの配置
- スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー等との連携

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】＜小学校3年生＞

2学期の初めに、「友達から嫌なことを言われ、いじめられた」という本人からの訴えを受け、家庭訪問を行う学級担任を支援する。男児の観察を積極的に行う。観察で得た情報（馬乗りの遊びでの男子の様子など）を、SSWは学級担任に報告する。それをもとに、学級担任が加害児童への指導等、積極的な対応を行う。→解決済み

【事例2】＜高校1年生＞

「いじめを受け、学校に行きたくない。全校生徒が怖い。」という本人の訴えにより、SSWが要請される。SSWは、校内ケース会議に出席し、いじめについては判断できなかったが、母親の死などから遺伝的な疾患を懸念して、医療機関への繋ぎ（進言）を行う。その後、祖母への支援も行う。→解決済み

（2）その他の活用事例

【事例】 ①不登校＜中学校3年生：不登校傾向から学校復帰＞

中学校に入学し、欠席が増え始め、中1の夏休み明けからは、完全不登校となる。学校の対応は家庭訪問が中心であった。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携を図り、対応にあたった。スクールカウンセラーが本人と保護者へのカウンセリングを通して、情報収集を行い、その情報をもとに、スクールソーシャルワーカーがこども家庭課や児童相談所等の福祉関係の機関への働きかけを行い、ケース会議を行った。

その結果、生活改善を目的とした、児童相談所への通所等を経て、別室登校ができる状態まで改善が図られた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援件数に対する解消率（好転も含む）が、2年連続で50%を超えている。

平成22年度（49.4%） 平成23年度（72.5%） 平成24年度（54.3%）

- 上記の成果及び本事業の周知が図られたことによって、支援対象となった児童生徒数も増加している。また、平成24年度の対応件数は317件となり、学校からの派遣要請が増加している。

平成22年度（82人） 平成23年度（203人） 平成24年度（235人）

- 支援対象となった児童生徒数の増加は、本事業を通して、各学校の教育相談体制の充実が図られた結果だと思われる。

（2）今後の課題

- 本事業のニーズの高まりに対して、人材の確保及び財源の確保が厳しい状況にある。より効果的な活用を図るためには、職務内容の明確化や研修の充実など、スクールソーシャルワーカーを取り巻く環境のさらなる整備が必要である。

鹿児島県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

（２）配置計画上の工夫

県教育委員会は市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・３５人のスクールソーシャルワーカーを２３市町に配置している。（市町間兼務５人）
- ・教員免許状１７人、社会福祉士４人、精神保健福祉士３人、その他１１人
- ・単独校型４人、拠点校型２０人、派遣型１５人、巡回型１人

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ア 事業内容…研修会等の開催、連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーとしての業務推進 等

イ スクールソーシャルワーカーの職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・教職員等への研修活動 など

ウ 県の活動方針を各市町に示し、各市町の実態に応じて活動方針を作成するとともに、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ア 委託市町のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

イ 委託市町以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

（２）研修回数（頻度）

県としては、年３回実施（年２回開催の連絡協議会においても研修に係る内容を含めている）

（３）研修内容

『発達障害等のある子どもへの支援について』（教育庁義務教育課特別支援係担当指導主事）

『スクールソーシャルワーカーの役割と連携について』（久留米大学文学部社会福祉学科教授）

（４）特に効果のあった研修内容

ア 各学校で行われている特別支援教育や発達障害についての理解

イ エコマップ、ジェノグラム、支援計画シート等を使ったアセスメントに係る演習

（５）課題

ア 事例に基づいた研修の深化

イ スクールソーシャルワーカー間の連携した取組

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（１）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

ア 対象者（被害者：中学男子）の実態把握

日常の行動観察、家庭での生活環境の把握、友人関係や学力の程度等の把握

イ 関係機関との連携

警察、児童相談所 等

ウ 支援の状況

- ・学校と教育委員会、スクールソーシャルワーカーによる見立て
- ・対象者の短期の施設入所
- ・学校での対応について、教育委員会、スクールソーシャルワーカーが保護者の意見等を聴取
- ・保護者の思いを、スクールソーシャルワーカーが学校に伝え、今後の支援について協議
- ・スクールソーシャルワーカーと学校の間で、学校における対象者の登校時の対応や、学習支援について協議

エ 改善に向かった要因

- ・保護者の学校に対する不満を解消
- ・対象者の抱える課題を学校や関係機関等で共有、連携した取組
- ・対象者に対する学習支援を全校体制で行い、進路不安の解消に適切に対処
- ・対象者と加害者との和解

（２）その他の活用事例（不登校）

ア 対象者（中学生男子）の実態把握

アニメ、小説、キャラクター等に関心が高い。自己肯定感が低く保護者の子どもへの評価も低い。

イ 関係機関との連携

児童養護施設、療育センター、市子ども支援センター 等

ウ 支援の状況

- ・スクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問の繰り返し
- ・対象者の個性を認めた自己肯定感の醸成
- ・夫婦間の共通の趣味に対象者を交えた触れ合いの場の設定 等

エ 改善に向かった要因

- ・学校を中心に関係機関を交えたチーム対応の推進
- ・スクールソーシャルワーカーによる継続的な家族支援

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 支援の対象となった児童生徒数 754人

イ 支援件数に対し、約52%の問題が解決又は好転している。

- ・支援件数（839件）中、問題が解決または好転した件数（429件）

ウ 各市町の学校への周知により、教職員のスクールソーシャルワーカーの役割や必要性についての理解が深まるとともに、学校においてもケース会議等におけるアセスメントが具体的に行われるようになってきた。

（２）今後の課題

ア 学校とスクールソーシャルワーカーの協働体制

イ スクールソーシャルワーカーの資質向上及びスーパーバイザーの配置（様々な事案への対応）

ウ 高等学校や特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置

沖縄県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２４年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待などの児童生徒の指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備することにより、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。

（２）配置計画上の工夫

県内の各教育事務所へ配置し、市町村教育委員会の要請に基づいて学校へ派遣する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：１２人

有資格者：６人（精神・社会福祉士１人、精神保健福祉士１人、社会福祉士４人）

勤務形態：１ヶ月１６日以内、１日６時間

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

沖縄振興計画『沖縄 21 世紀ビジョン基本計画』（公表）に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に広く周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ① スクールソーシャルワーカー
- ② 各教育事務所スクールソーシャルワーカー担当者

（２）研修回数（頻度）

- ① 県教育委員会主催によるスクールソーシャルワーカー連絡協議会を年２回開催
- ② 教育事務所毎に定期的（毎月、２ヶ月毎、年２回）な研修会を実施

（３）研修内容

- ① 大学講師等による講演
- ② スクールソーシャルワーカー及び担当者等による各課題の検討や意見交換、情報交換等
- ③ スーパーバイザーを招聘した研修

（４）特に効果のあった研修内容

- ① 関係機関への訪問等の実施（児童相談所、児童自立支援施設等）
- ② 大学講師による講演
- ③ 臨床心理士による不登校、問題行動に関する講話

（５）課題

- ① スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修内容の充実
- ② 他地区配置のスクールソーシャルワーカーとの情報連携（特に、離島配置スクールソーシャルワーカー）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

（1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

スクールソーシャルワーカーが、同級生からいじめに遭っている中学生の情報を得た。部活動の顧問も既に把握し、当事者の対応に取り組んでいる状況にあった。スクールソーシャルワーカーは、被害生徒の保護者から再発防止に向けた取組の要請を受け、生徒指導委員会等において保護者の声を代弁するとともに、不安から登校を渋っている被害生徒と面談を行い、スクールカウンセラーへの引継ぎについて、支援を行った。スクールカウンセラーとの面談後、学校全体で被害生徒を見守ったところ、改善の兆しが見られ登校も普通に行えるようになった。

（2）その他の活用事例

① 児童虐待

子どもが近所の家庭に食べ物をもらいに来たことから発覚し、学校、関係機関（市の福祉関係部局、児童相談所等）へ連絡し、要保護児童地域対策協議会が行われ、対策がとられた。

② 家庭環境の問題

両親が昼夜問わず飲酒、子どもたちは、家庭での居場所がなく外泊、深夜徘徊、飲酒等で補導される状況であったことから、関係機関によるネットワークの構築（情報の共有化、役割分担）、定期的な個別支援会議（学校、児童家庭課、児童相談所、青少年センター、保健所等）による役割分担を行い家庭での居場所づくりを図るなどの支援を行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① A中学校において、校内チーム体制を立て直し、週1回の生徒支援部会を実施、生徒の支援等を協議し、全職員共通のもと連携支援にあたったところ不登校生徒が減少した。（H23→32人、H24→22人）
- ② スクールソーシャルワーカー配置（3人）により、計67人（157件）の児童生徒に係わり、解決56件、状況好転61件となった。解決・好転の割合は、全体の75%となった。
- ③ 中学校区を単位に1人で中学校1校、小学校2校を担当し、小中連携による取組が深まるなどの成果を上げられた。

（2）今後の課題

- ① 教育と福祉に専門的知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの有効性の周知
- ② 社会福祉士など有資格者の確保
- ③ 学校側の要望（増員）に応えられる人員の確保